

やすらぎ園 デイサービス 料金表 (令和元年10月1日より)

★保険適用利用料(通常規模型通所介護費)

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護利用料(一日あたりの利用料) (所要時間5時間以上6時間未満の場合)

要介護区分	①利用料	②入浴介助加算	③個別機能訓練加算(Ⅰ)	③個別機能訓練加算(Ⅱ)	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日あたり利用料(①～④合計)		
						1割	2割	3割
要介護1	561	50	46	56	18	¥731	¥1,462	¥2,193
要介護2	663	50	46	56	18	¥833	¥1,666	¥2,499
要介護3	765	50	46	56	18	¥935	¥1,870	¥2,805
要介護4	867	50	46	56	18	¥1,037	¥2,074	¥3,111
要介護5	969	50	46	56	18	¥1,139	¥2,278	¥3,417

介護利用料(一日あたりの利用料) (所要時間6時間以上7時間未満の場合)

要介護区分	①利用料	②入浴介助加算	③個別機能訓練加算(Ⅰ)	③個別機能訓練加算(Ⅱ)	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日あたり利用料(①～④合計)		
						1割	2割	3割
要介護1	575	50	46	56	18	¥745	¥1,490	¥2,235
要介護2	679	50	46	56	18	¥849	¥1,698	¥2,547
要介護3	784	50	46	56	18	¥954	¥1,908	¥2,862
要介護4	888	50	46	56	18	¥1,058	¥2,116	¥3,174
要介護5	993	50	46	56	18	¥1,163	¥2,326	¥3,489

介護利用料(一日あたりの利用料) (所要時間7時間以上8時間未満の場合)

要介護区分	①利用料	②入浴介助加算	③個別機能訓練加算(Ⅰ)	③個別機能訓練加算(Ⅱ)	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1日あたり利用料(①～④合計)		
						1割	2割	3割
要介護1	648	50	46	56	18	¥818	¥1,636	¥2,454
要介護2	765	50	46	56	18	¥935	¥1,870	¥2,805
要介護3	887	50	46	56	18	¥1,057	¥2,114	¥3,171
要介護4	1,008	50	46	56	18	¥1,178	¥2,356	¥3,534
要介護5	1,130	50	46	56	18	¥1,300	¥2,600	¥3,900

※事業所が送迎を行わない場合 片道につき 1割△ ¥47 2割△ ¥94 3割△ ¥141

総合事業 第1号通所事業通所介護 利用料(一月あたりの利用料)

要介護区分	①利用料	②運動器機能向上加算	③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1月あたり利用料(①～③合計)		
				(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	1,655	225	72	¥1,952	¥3,904	¥5,856
要支援2	3,393	225	144	¥3,762	¥7,524	¥11,286

総合事業 第1号通所事業通所型サービスA 利用料(一月あたりの利用料)

1割	2割	3割
1,159	2,318	3,477

※加算、減算なし

別途加算

・若年性認知症利用者受入加算	(介護)1日につき1割 ¥60 2割 ¥120 3割 ¥180 (総合事業)1月につき1割 ¥60 2割 ¥120 3割 ¥180
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 1割+所定単位×59/1000 2割+所定単位×59/1000×2 (支給限度額管理対象外) 3割+所定単位×59/1000×3
・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 1割+所定単位×12/1000 2割+所定単位×12/1000×2 (支給限度額管理対象外) 3割+所定単位×12/1000×3

★保険外利用料

・昼食費(介護、総合事業)	¥500
---------------	------